

弘前市「健康都市弘前」推進企業認定制度実施要綱を廃止する要綱
弘前市「健康都市弘前」推進企業認定制度実施要綱（令和 6 年弘前市告示第 1 8
5 号。以下「要綱」という。）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 6 月 3 0 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の適用の際、現に要綱第 3 条の規定により認定を受けている企業（以下「認定企業」という。）の認定期間（要綱第 4 条の規定によるものをいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。ただし、令和 9 年 3 月 3 1 日までに認定期間が経過する認定企業の認定期間は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（認定証）

- 3 市長は、前項ただし書の認定企業については、要綱第 6 条第 4 項に規定する認定証の交付は行わないことができる。